



JASDAQ

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 日 本 電 技 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 良 介
(コード番号：1723)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 企 画 管 理 本 部 長 山 口 浩 史
(TEL. 03-5624-1100)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行することおよび「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを条件に決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能およびコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 26 日に開催を予定している当社第 56 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能およびコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)で認められた監査等委員会設置会社に移行するため、定款の一部変更を行うものであります。

また、改正会社法で責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部変更を行うものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日(予定) 平成27年6月26日

以 上

【別紙】定款変更の内容
 変更内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会<u>ならびに</u> <u>監査等委員会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役は、15名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>第1項の規定にかかわらず、監査等委員会</u> <u>が選定する監査等委員は、取締役会を</u> <u>招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員</u> <u>に対し会日の3日前までに発するもの</u> <u>とする。但し、緊急の場合はこれを短縮</u> <u>することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令また</u> <u>は本定款のほか、監査等委員会において</u> <u>定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外</u> <u>の取締役とを区別して、株主総会の決</u> <u>議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員 数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任 期)</u></p>	
<p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 36 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人の責任 第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 会計監査人の責任 第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計算 第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計算 第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則 第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上